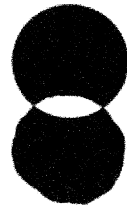


議報 会告

『あなた』の声を市政に！

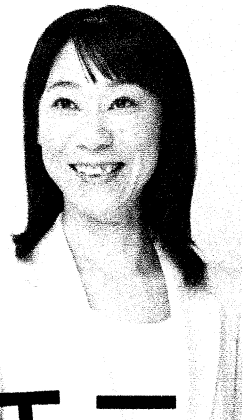
◇ どんなことでもお気軽に下記までご連絡ください!!



The Democratic Party of Japan

民主党

熊谷市議会議員



こしづかなほこ

URL <http://www.k-nahoko.com>

電話 080-6647-4296 〒360-0824 熊谷市見晴町244番地 E-mail info@k-nahoko.com

所属

- ・ 市民福祉常任委員会
- ・ 議会改革特別委員会
- ・ 人権教育推進協議会
- ・ 中核市移行検討委員会

1974年(昭和49年)生まれ。かごはら小鹿幼稚園、玉井小学校、玉井中学校、伊奈学園総合高校卒業。東京情報大学中退。新聞社の奨学金をうけ新聞配達をしながら予備校、大学へと進むものの、学業との両立が困難となり大学を中退。その後、販売職、営業職、事務職など20年間民間企業で働く。2015年4月の統一地方選挙にて初当選。

一般質問の内容は裏面をごらんください⇒

12月21日(月)、熊谷市議会定例会が閉会。会期は12月2日～12月21日の20日間でした。全議員30人のうち、23人の議員が市政全般について対象となる一般質問を行ないました。水害防止対策や防犯対策、ラグビーワールドカップ2019、児童虐待問題、地方創生など、多様なテーマで質問がなされ、課題・問題の提起、また提案がなされました。市長から提出された「平成27年度熊谷市一般会計補正予算」「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例」「公の施設の指定管理者の指定について」などの議案を審議。次回の熊谷市議会定例会は、2016年3月の予定です。

● 一般会計補正予算 約14億を計上

歳入歳出補正前の額：65,122,902千円

+

補正額：1,461,928千円



歳入歳出予算の総額：66,584,830千円

補正予算の主な内容

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| ○ 市債の繰上償還(元金) | 968,038千円 |
| ○ 民間保育所への委託料追加 | 250,000千円 |
| ○ 農業用水路等の改修工事に取り組む地域の活動組織に対する補助金 | 8,850千円 |
| ○ 協同組合熊谷流通センターが実施する街路灯のLEDへの切替に対する補助金 | 22,680千円 |
| ○ 議員によるニュージーランドインバーカーギル市への親善訪問経費 | 972千円 |

● 熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例

市内への企業誘致の推進をはかるのが目的。新たに事業所の設置等を行なう企業に対し、奨励金の交付要件を緩和、また追加するため現行条例の一部を改正。

今までは、企業の新設等のために取得した土地や建物等の取得費の合計額が、5,000万円以上が奨励金の交付対象でした。改正後は、その区域が中心市街地である場合、3,000万円以上に要件が緩和されます。また、企業に交付される「従業員転入促進奨励金」と従業員に交付される「従業員転入奨励金」の追加など。

● 熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

児童クラブ(学童)において、保育時間の延長を行なうため条例の一部を改正。小学校の授業がある日は、今まで午後6時30分まで児童を預かっていましたが、午後7時まで延ばされます。また、夏休みや冬休み等、授業がない日は、今まで午前8時から午後6時30分までの預かりでしたが、午前7時30分から午後7時まで延ばされます。

ふりかえり... 2015年4月の選挙から、早、半年以上が経ちました。この間、6月、9月、12月と3回の議会が開催されました。私は、一般質問は連続3回、本会議での質疑は連続2回実施。今後も、しっかりと市政について質問まいります。また、自治体財政への理解を深めるため、継続して勉強会に参加しています。なお、年賀状などのおせき状は、法律により出すことが禁止されています。何卒、ご理解下さい。

『建築物の安全性に対する行政の役割』を問う!!

横浜市のマンション傾斜に端を発した、くい打ちデータ改ざん事件、また県民共済住宅が施工した住宅で、壁補強材不足が発覚するなど、建築物の安全性に対する信頼が揺らいでいます。建築物の安全性は、そこを利用し、そこに住む市民の生命・財産に直結する極めて重要な問題です。建築物の安全性に対する市民意識の高まりがあるなかで、あらためて、熊谷市の建築行政全般について問い、また提案いたしました。

Q (こしづかなほこ) 熊谷市は平成22年度より特定行政庁へ移行し、建築物に関する全ての権限を持ったことから、市内全ての建築物について検査や許認可等の業務を行なっている。あらためて、建築物の安全性確保に対する、本市行政の果たすべき役割を問う。

A (都市整備部) 建築基準法を初めとする、関係法令への法令遵守を推進し、市民の生命、健康及び財産を保護すること。

Q 建築工事の流れのなかで、着工前に受ける「建築確認」、建築工事途中に受ける「中間検査」、工事完了段階で受ける「完了検査」は、それぞれ、どのような審査や検査か。また対象となる建築物を問う。また、検査をする本市の建築主事と民間の指定確認検査機関は、どのくらいの比率で担っているか問う。

A 「建築確認」の審査は、書類上の法適合性を審査するもの。「中間検査」は基礎の鉄筋の施工後などの決められた工程後に、「完了検査」は完了後に目視等により検査する。また、民間機関との比率は、平成26年度で、建築確認及び完了検査の双方とも市の割合は5%程度。中間検査は公共建築物を除き全て民間。「建築確認」「完了検査」の対象は、原則、全ての建築物。「中間検査」は、5階建て以上の鉄筋コンクリート造など、一定規模以上の建築物に限定されている。

Q 「中間検査」は主要構造部が目視できる検査であり、熊谷市の権限で、検査の対象にする建築物を指定することができる。前橋市は「木造・戸建・2階」を中間検査の対象としている。熊谷市においても新築戸建住宅のさらなる安心安全のため、現在対象外の「木造・戸建・2階」を中間検査の対象にした方が良いと思うが、本市の考えを問う。



A 埼玉県及び県内の他の特定行政庁の取り扱いとの均衡から、現時点で、木造・戸建・2階建ての建築物を含める考えはない。

Q 「建築パトロール」の目的は何か、また確認項目と、対象となる建築物全体の何割くらいをパトロールされてるか問う。

A 違反建築物の早期発見が目的。確認事項は、目視により概ねの規模、用途及び配置状況を確認。全体の2割程度をパトロールしている。

Q 多くの人々が利用する病院やホテルなどの建築物について、建築基準法で定められている「定期報告制度」がある。この制度の対象となる建築物、提出サイクル、主な検査項目を含め、どのような制度かを問う。また、直近年度における対象建築物数と、報告すべき件数、実際の報告件数を問う。

A 病院、共同住宅、学校など多数の方が利用する一定規模以上の建築物について、2年又は3年の周期で損傷や腐食などの劣化状況を調査し、その結果を特定行政庁に報告する制度。建築物以外にも、建築設備や昇降機も対象で、これらは1年ごとの報告。平成26年度の件数だが、建築物は、対象件数239件、当該年度に報告すべき件数117件、報告件数57件。以下同様に、建築設備は239件、233件、151件。昇降機は950件、893件、861件。

【用語の説明】

特定行政庁・・・建物を建てる時、原則として建築確認を受けなければなりません。この確認を行なう建築主事がいる自治体を特定行政庁といいます。熊谷市は平成22年度より特定行政庁へ移行し、建築物に関する全ての権限を持ったことから、市内すべての建築物について確認・検査等の業務を行なっています。

中間検査・・・安全性に深く関わる工程については、その工程が終わった段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。中間検査は一定の規模、構造をもつ共同住宅等に対して法で定められた工程と、都道府県や市町村が指定した建築物の、指定された工程について行なわれます。

Q 「定期報告制度」について・・・平成26年度の報告状況は、建築物に限って見ますと、報告すべき件数117件に対して報告件数57件で、報告率は48.7%だが、この報告率に対する自己評価を問う。

A 改善の必要がある数字であると認識している。

Q 「定期報告制度」について・・・用途別で、報告率が一番低いのは、どのような建築物か。

A 飲食店が入居する雑居ビルは、報告率が低い傾向にある。

Q 「定期報告制度」について・・・報告率の目標値と、それを達成するための具体的な今後の取り組みを問う。

A 埼玉県建築行政マネジメント計画において平成27年度の目標値として、94%と定めている。引き続き、報告実施のお知らせと督促を行なうとともに、必要に応じ建築物の所有者等に、電話や訪問などの直接依頼する方法を検討していきたいと考えている。

Q 市民に対する建築・住宅分野における総合的な相談窓口はあるのか問う。

A 建築物の安全性に係る総合的な相談は、本市の建築審査課で対応している。(紙面都合にて答弁の一部を割愛)

Q 既存違反建築物などについては、行政が積極的に関与して、適法化を促し安全なものにしていく必要があると思うが、本市の考えを問う。

A 可能な限り、違反建築物の適法化を進めていきたいと考えている。